

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

共同生活援助ルナ運営規程

（事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人ざくろ（以下「事業者」という。）が設置する共同生活援助ルナ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この章において同じ。）において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

（人格の尊重）

第3条 事業者は、当該事業を利用する障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立った障害福祉サービスを提供しなければならない。

（事業の運営）

第4条 指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護又は家事等は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第5条 指定共同生活援助を行う主たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 共同生活援助ルナ

(2) 所在地 兵庫県三木市自由が丘本町3丁目367

2 指定共同生活援助を行う共同生活住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ルナ

所在地 兵庫県三木市自由が丘本町3丁目367

(2) 名称 エルデ

所在地 兵庫県三木市志染町広野5丁目63-1

(3) 名称 エルデⅡ

所在地 兵庫県三木市志染町東自由が丘1丁目487

(4) 名称 ステラ

所在地 兵庫県三木市別所町高木933-33

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者1名(常勤サービス管理責任者と兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共同生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者1名(常勤管理者と兼務) サービス管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定共同生活援助以外の保険医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成すること。

(ウ) 共同生活援助計画の原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した共同生活援助計画を記載した書面を利用者に交付すること。

(エ) 共同生活援助計画作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(キ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 世話人 6名以上

世話人は、食事その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の援助を、次号に規定する生活支援員と協同して適切に行う。

(4) 生活支援員 4名以上

生活支援員は、入浴、排せつ及び食事等の介護その他の日常生活上の援助を、前号に規定する世話人と協同して適切に行う。

(5) 夜間支援員 2名以上

(指定共同生活援助を提供する主たる対象者)

第7条 指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者
- (2) 精神障害者
- (3) 身体障害者

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員は26名とする。

2 第4条第2項に規定する共同生活住居の定員は次のとおりとする。

(1) 名称 ルナ（定員5名）

所在地 兵庫県三木市自由が丘本町3丁目367

(2) 名称 エルデ（定員5名）

所在地 兵庫県三木市志染町広野5丁目63-1

(3) 名称 エルデⅡ（定員6名）

所在地 兵庫県三木市志染町東自由が丘1丁目487

(4) 名称 ステラ (定員 10 名)

所在地 兵庫県三木市別所町高木 9 3 3 - 3 3

(指定共同生活援助の内容)

第 9 条 事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 共同生活援助計画の作成
- (2) 利用者に対する相談援助
- (3) 食事の提供
- (4) 入浴、排せつ及び食事等の介護
- (5) 健康管理、金銭管理の援助
- (6) 余暇活動の支援
- (7) 緊急時の対応
- (8) 日中活動の場等との連絡・調整
- (9) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (10) 夜間における支援
- (11) 体験利用における支援
- (12) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (11) に附帯するその他必要な介護、支援、家事、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第 10 条 指定共同生活援助を提供した際には、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された訓練等給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については、利用者から徴収する。

(1) 食材料費、家賃、光水熱費 月額 (各月、各施設により変動する)

(体験利用に係るものについては一日につき 2 0 0 0 円)

(2) 日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業者は、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援(以下「指定障害福祉サービス等」という。)を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第13条 現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は歯科協力医療機関もしくは利用者の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備するものとする。

3 事業者は、事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備するものとする。

4 事業者は、事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

5 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

6 指定共同生活援助の提供により事故が発生したときは、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

7 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

8 指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業者は、非常災害に備えて、利用者に必要な物資を備蓄するよう努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第16条 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知
2. 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
3. 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

（苦情解決）

第17条 事業者は、その提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（暴力団等の影響の排除）

第18条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

第19条 事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めるものとする。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第20条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

4 事業者は、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第21条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) すべての従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施
(年1回以上)
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(身体拘束等の禁止)

第22条 事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

1. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
2. 身体拘束等の適正化のための指針の整備
3. 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業者は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保するものとする。

2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

- 4 事業所は、指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 24 年 3 月 31 日より施行する。

この規定は、平成 28 年 11 月 24 日より施行する。

この規定は、平成 30 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。